

周南市広報紙デザイン支援業務プロポーザル審査委員会設置要綱をここに定める。

周南市長 藤 井 律 子

周南市広報紙デザイン支援業務プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 周南市広報紙デザイン支援業務を実施するに当たり、プロポーザル方式により、その業務の履行に最も適した契約の相手方となる受託候補者を厳正かつ公平に決定するため、周南市広報紙デザイン支援業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) プロポーザル実施要領の確認に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査及び受託候補者の特定に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 周南市シティネットワーク推進部長
- (2) 周南市企画部長
- (3) 周南市シティネットワーク推進部次長
- (4) 自治会、PTAその他の市内で活動する団体のうち、周南市シティネットワーク推進部長が指定する団体から指名された者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、周南市シティネットワーク推進部長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理

する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委員会の目的が達せられた日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報償等の支払)

第7条 委員には、予算の範囲内において報償を支払うことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、周南市シティネットワーク推進部広報戦略課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年6月15日から施行する。

2 この要綱は、受託候補者の特定をもって委員会を解散した日限り、その効力を失う。